

貯水槽設置者のみなさまへ

小規模貯水槽水道（有効容量 10 m³以下）の設置者は次のような管理及び検査を行う義務があります。適正な維持管理に努めてください。（東松山市水道事業給水条例）

水槽の清掃

1年に1回、定期的に水槽の清掃を行ってください。

水槽の点検

有害物、汚水等により水が汚染されるのを防ぐため、定期的に水槽の点検を行ってください。

水質検査の実施

年に1回定期的に蛇口の水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素（滅菌効果）について、貯水槽維持管理業者などで水質検査を受けてください。

関係者への周知

貯水槽が汚染されていると判明したとき、或いは蛇口の水に異常がある場合、直ちに給水を停止し、利用者並びに東松山市水道課や衛生行政などの関係者に周知してください。

[担当 水道課維持係]

水道メーター交換にご協力を

皆様のご家庭にある水道メーターは、計量法に基づき8年間で取り替える必要があります。

水道課では有効期限が来る前に交換しますのでご協力をお願いします。交換費用は無料です。

メーター交換作業

事前に「水道メーター交換のお知らせ」を郵便でお送りします。

作業は委託業者が行ないます。水道課が発行した身分証明書を携帯していますので、ご確認ください。ご不審の際は、水道課へお問い合わせください。

交換作業中は、一時的に水道が使えなくなります。ご不在の場合でも交換させていただくことがあります。交換後は「水道メーター交換終了のお知らせ」を郵便受け等に入れておきます。

交換後、一時的に濁り水が出る場合がありますので、使い始めに水を少し流してください。

[担当 水道課料金係]

平成 20 年度水質検査計画

水道課では、皆様により安全な水道水をご利用いただくため、水質検査を行っています。水質検査の適正化・透明化を確保するため、水質検査地点・検査項目・検査頻度等を定めた平成 20 年度の水質検査計画を策定しましたのでお知らせします。

平成 20 年度水質検査計画書及び平成 18 年度水質検査結果の詳細については、東松山市唐子浄水場（水道庁舎）東松山市役所（庁舎 2 階情報コーナー）にてご覧いただけます。

[担当 水道課浄水係]

水道の届出はお早めに

水道の使用を中止するとき、使用者が変わるときなどは、3～4日前までに水道課へご連絡ください。

水道の使用を中止するとき

引越されるとき

家を取り壊すとき

長期の留守など、水道を一時止めたいとき

お届けがない場合は、水道を使用しなくても基本料金をご請求することになります。

水道の使用を開始するとき

引越してきたとき

家を新築したとき

その他の変更をするとき

納付書等の郵便の送り先を変更するとき

水道の用途（家庭用、営業用など）を変更するとき

住宅の売買や相続などで給水装置の所有者が変わったときは、なるべく早くお届けください。

[担当 水道課料金係]

水道課ホームページ

<http://www.hmywater.jp>

編集・発行

東松山市環境産業部水道課

〒355-0076

東松山市大字下唐子8 1 4 番地

Tel 0493-22-1123

Fax 0493-22-4389